

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠説明書(3)

令和7年5月30日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人

志 水 崇 通
鬼 頭 忠 広
鈴 木 吉 憲
角 銅 法 子
伊 藤 優 希 子
富 永 健 嗣
脇 奈 七
原 裕
加 茂 野 優
吉 田 理 子
松 下 謙 祐
相 原 佳 奈

略語等は、準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙5	報告書 (内閣官房内閣参 事官、内閣府大臣 官房総務課長)	写し	令和 7.5.29	令和4年7月12日から同月1 4日までの3日間における、内閣 官房及び内閣府と内閣法制局との やり取りの経過
乙6	行政文書の管理に 関する公文書管理 課長通知2-4 「電子メールの選 別及び手順に関す るマニュアル」、 (内閣府大臣官房 公文書管理課長)	写し	令和 4.2.10	左記マニュアルの内容